

函館市シェアサイクル実証実験 仕様書

1 事業の目的

短距離移動の利便性の向上，市内観光施設間の回遊性の向上，都市の魅力向上や地域の活性化等に資する新たな都市の交通システムとしてのシェアサイクルの普及について，函館市と民間事業者が協働で実証実験を実施する。

2 実施期間

令和7年（2025年）4月から令和9年（2027年）11月末日まで（予定）

3 実施区域

函館市全域

4 役割分担

（1）函館市

- ①実証実験全体の総括
- ②サイクルポート用公有財産の確保
- ③実証実験の実施に係る関係事業者との調整
- ④実証実験結果の検証

（2）事業者

- ①運営主体
- ②市内でのシェアサイクル事業の運営全般（利用者の募集・登録，料金徴収，自転車の回収・再配置，苦情・問合せ対応等）
- ③シェアサイクル事業の実施に係る施設整備及び器材の調達，維持管理及び実施期間終了後の原状回復
- ④シェアサイクル事業の実施に係る違法駐輪対策
- ⑤公有財産以外でのサイクルポート用地の確保
- ⑥シェアサイクル事業の周知及び広報
- ⑦市内のシェアサイクル利用に関するデータ（料金収入データを含む。）の収集，整理及び提供
- ⑧利用者に対するアンケート調査の実施
- ⑨利用状況，収支状況等の事業報告及び実証実験結果の検証への協力

（3）その他

上記以外は協議を行い，決定する。

5 費用負担等

- ・シェアサイクル事業の実施に係る施設整備及び器材の調達・維持管理及びシェアサイクル事業の運営，並びに実施期間終了後の原状回復に要する費用は，全て事業者の負担と

し、函館市は補助金、委託料、その他一切の費用を負担しない。

- ・本事業の運営においてシェアサイクルの利用者又は関連する第三者に損害を与えた場合に関する賠償費用においては事業者負担とする。
- ・本実証実験の実施にあたって、函館市が所有する公有財産の貸付料は、無償とする。

6 運営基準

本実証実験において運営されるシェアサイクル事業は、以下の基準を満たしていなければならない。

(1) 利用方法

- ・利用者がどのサイクルポートでも自転車を借りることができ、また、借りたサイクルポートと別のサイクルポートに返却可能なシステムとすること。
- ・利用者の個人認証を行うこと。
- ・市内在住者、通勤・通学者、来街者、外国人など、多くの利用者が簡易に利用登録でき、即日利用可能なシステムとすること。
- ・スマートフォンのアプリケーション等による利用だけでなく、I Cカードによる即時利用等、多くの人が利用しやすいシステムとすること。
- ・原則として、冬季以外の全日（概ね4月～10月の間、24時間）の利用が可能であること。

(2) 利用料金

- ・時間単位、日単位等多様な料金プランがあること。ただし月単位については、時間単位との併用とし、車両を長時間、占有させないような料金体系とすること。
- ・本事業によって得られた利用料金等の収入は、全て事業者に帰属するものとする。

(3) 自転車・サイクルポートの仕様

- ・制御装置（ブレーキ）や警音器を備え付けるなど、道路交通法等の関連法令に適合した車両を利用すること。
- ・幅広い世代で利用可能なものとするため、原則としてかご付き電動アシスト自転車とし、安全性、操作性及び耐久性が高いものとする。
- ・自転車にGPSを搭載し、GPS単独またはビーコンとの併用により位置情報による貸出・返却の状況把握および制御を行うこと。
- ・車両に防犯・盗難対策を施すこと。
- ・車両には、名称、利用方法、事業者の連絡先等を表示し、利用者が施設管理者等に直接問い合わせることがないよう工夫すること。
- ・関係法令に基づき、十分な傷害保険及び賠償責任保険を付保すること（TSマーク付帯保険のみは不可とする）。
- ・サイクルポートは原則として、必ず自転車駐車ラックを設置し、指定する位置以外での貸出・返却をシステム制御により直接的に不可とすること。ポイント制等による事後

的・間接的制御は認めないものとする。また、サイクルポートに指定台数以上の自転車を返却できないようシステム制御すること。

- ・サイクルポートは原則として無人で貸出・返却が可能なシステムとすること。
- ・強風、大雨等でポート自体が転倒・破損するおそれがないよう、安全性、耐久性の高いものとし、破損した場合は速やかに修繕を行うこと。
- ・サイクルポートは、大規模な掘削等を必要とせず、簡易に設置及び撤去が可能なものとする。
- ・サイクルポートに電源が必要な場合は、事業者が電源を確保すること。
- ・自転車及びサイクルポートは、技術力を持ったものが定期的にメンテナンスを行うこと。
- ・サイクルポートには、名称、利用方法、事業者の連絡先等を表示した案内板を設置し、利用者が施設管理者等に直接問い合わせることがないように工夫すること。
- ・サイクルポートに本実証実験と関係ない自転車が駐輪できないよう配慮するとともに、駐輪されていた場合は早期に適切な対応を行うこと。
- ・ヘルメットを準備し、貸出可能な施設を設定すること。

(4) 運営体制

- ・事業の運営にあたっては、全体責任者を選任し、複数の担当者を配置する等、本市との緊密な連携が図れる運営体制を構築すること。
- ・利用者の登録、利用料金の決済、自転車の再配置・メンテナンス・問い合わせ対応等の運營業務を市の関与なしに一括して実施すること。
- ・24時間対応可能なコールセンター、チャットサポート等を設置し、事故や機器トラブル等に迅速に対応する体制をとること。
- ・配置している自転車に著しい偏りが発生し、利用者の利用に支障が生じた場合は、台数を平準化するために、サイクルポート間で自転車の再配置を実施すること。
- ・利用者に対し、スマートフォンのアプリケーションやメール等の手段により、自転車を利用する際の交通ルールやマナー等の周知啓発を利用登録時や定期に実施すること。
- ・サイクルポートを設置する敷地へのアクセスに課題がある場合や施設利用上の注意事項がある場合は、スマートフォンのアプリケーション上での利用案内や注意喚起等を適切に表示すること。
- ・利用方法の周知、利用者の利便性向上及び利用促進のため、事業周知チラシやポート案内地図の作成、専用のホームページ等を準備する等、積極的な広報周知活動を実施すること。
- ・函館市の公有財産にサイクルポートを設置した場合において、第三者から本事業に関連する苦情等が発生した場合は、事業者が責任を持って対応処理すること。
- ・事業者は、当該事業の全部または大部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせ

てはならない。ただし、業務の一部について、第三者に委託する際は、事前に本市の承諾を受けること。

- ・サイクルポートの設置等の施工業務や車両の定期点検・メンテナンス等の管理運営業務のいずれかにおいて、市内事業者（函館市内に主たる事務所又は事業所を有する者をいう。）を活用すること。
- ・降雪がある冬季期間（概ね11月～翌年3月）においてはシェアサイクル事業を中断し、設置している自転車、サイクルポート及び付帯設備等を撤去し、原状回復すること。
- ・利用者の個人情報、個人情報の保護に関する法律、函館市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、情報の流出防止策など、情報セキュリティ対策を講じること。

7 サイクルポート候補地

- ・本実証実験において、函館市が用意するサイクルポート候補地は以下のとおりとする。

[サイクルポート候補地（函館市公有財産等）]

- ・【函館駅前】函館駅前広場（若松町12）
- ・【函館駅前】函館市役所（東雲町4-13）
- ・【西部地区】函館市元町観光駐車場（立体式）（末広町20-13）
- ・【五稜郭】函館市中央図書館（五稜郭町26-1）
- ・【五稜郭】北海道立函館美術館（五稜郭町37-6）
- ・【湯の川】函館アリーナ（湯川町1丁目32-2）
- ・【湯の川】根崎公園ラグビー場（湯川町3丁目6）
- ・【その他】函館競輪場（金堀町10-8）

- ・公有地サイクルポート候補地は、公募情報公開時点のものであり、各所管部局の取組や状況により事業開始時においては変更の場合もあるため、設置を確約するものではない。また、必ず設置を求めるものでもない。
- ・本実証実験期間中、本市に対し、今回提示する公有地サイクルポート候補地以外の公有財産を使用したサイクルポートの設置の提案を行うことも可能とする。
- ・サイクルポート候補地には基本的に電源がないため、電源設備を整備する場合は、関係者間で協議を行い、事業者の負担で整備すること。
- ・実証実験開始後に、イベント、違法駐輪、安全性等の理由または函館市が公用、公共用又は公益事業に供するためサイクルポートを撤去する必要性が生じた場合は、事業者の負担で速やかにサイクルポートを撤去し、原状回復すること。
- ・本実証実験期間中、公有地サイクルポートについて、次のいずれかに該当する場合は、サイクルポートの一時休止、撤去または公有財産の使用中止を命ずることがある。
①当該ポートを設置している公共施設の利用者へ支障が生じた場合または当該施設の

運営に支障が生じた場合

②当該ポートを設置している公共施設において、工事やイベント等の開催を理由として、一時的に公有地サイクルポートを撤去する必要がある場合。

③函館市の公用、公共用または公益事業に供するため公有地サイクルポートの撤去を必要とする場合

- ・市内観光地の周遊促進のため、西部地区エリア、五稜郭エリア、函館駅前エリア、湯の川エリアに最低でも一つはサイクルポートを設置すること。
- ・公有地サイクルポート候補地のほかに、民有地サイクルポート候補地についても確保・提案すること。

8 運営報告

- ・本事業の実施状況について、下表の各内容をまとめた報告書を函館市に提出すること。

報告書	提出期限	報告内容
定期報告書	実施月の翌月 10 日まで	①利用状況（登録者情報、利用回数、利用時間、自転車・サイクルポート設置数等） ②サイクルポート設置に関する調整状況 ③自転車の再配置情報 ④利用者の苦情、ポート設置要望等の問い合わせ状況 ⑤その他、函館市が指定する事項
期末報告書	各年度の 12 月 28 日まで	①定期報告内容の取りまとめ ②利用者の満足度等アンケート実施結果 ③個人情報に配慮した範囲での利用状況等の公表用オープンデータ ④事業収支状況 ⑤事故等の報告 ⑥事業課題及び課題への対応策 ⑦その他、函館市が指定する事項
翌年度事業計画書	各年度の 2 月 28 日まで (実証実験最終年度は不要)	①翌年度の事業内容（サイクルポート設置箇所、自転車・サイクルポート設置数、事業実施期間） ②その他、函館市が指定する事項
最終報告書	実証実験終了後 2 カ月以内	①実証実験期間におけるすべての報告内容の取りまとめ ②その他、函館市が指定する事項